

総務常任委員会

(平成25年3月31日)

早川新平委員長

ただいまより総務常任委員会を始めさせていただきます。

まず、議案第39号四日市市税条例の一部改正について、説明をお願いいたします。

倭財政経営部長

議案第39号四日市市税条例の一部改正につきまして、このような時間に申し訳ございませんけども、内田次長のほうからご説明申し上げますのでよろしくをお願いいたします。

内田財政経営部次長兼市民税課長

私のほうからは、議案第39号四日市市税条例の一部改正についてご説明いたします。議案書は1ページから5ページでございますけども、説明につきましてはお手元の総務常任委員会資料で行いますのでご準備をよろしくをお願いいたします。

まず、資料の1ページをごらんください。議案第39号は、平成25年度税制改正大綱による地方税法の一部を改正する法律が成立したことを受けまして、四日市市税条例を改正するもののうち、平成25年4月1日施行となるものについて上程させていただいたものでございます。

主な内容につきましては、先般の総務常任委員会協議会で説明させていただいておりますけども、その後、3月5日に法案の内容が明らかになりまして、一部、法施行期日が平成26年1月1日以降になったというものもございまして、改めて資料として整理させていただいております。なお、法施行期日が平成26年1月1日以降の改正につきましては、平成25年度の議会に上程させていただく予定でございます。

今回の改正の主な内容につきましては、資料の1ページにございますとおり整理しておりますが、いずれも法施行期日が平成25年4月1日でございます。上の四角の中は市税条例の改正を伴うものでございまして、下の四角の中は、市税条例の改正は伴わないんですけども平成25年4月1日に施行されるものでございます。

さらに、上の四角の中につきましては大きく3つの黒丸で整理してございます。

一番目の黒丸でございますけども、これは固定資産税等の納税義務者の規定の改正でございます。農林水産省所管の独立行政法人森林総合研究所が実施しておりました一定の

事業 具体的には農用地総合整備事業等として実施されている事業ですが それに区画整理事業がございまして、事業の実施中における仮換地等の固定資産税の納税義務者の取り扱いについての規定をしておりましたが、その事業が平成24年度末で終了するという事で、その規定を廃止するという事でございます。市税条例の改正箇所は右端に記載のとおりでございます。

二番目の黒丸は、固定資産税・都市計画税の課税標準を軽減する特例措置の改正でございまして、特例措置の新設、見直し、廃止がございまして、そのうち主なものについて記載してございます。

特例措置の新設につきましては、恐縮ですが資料2ページをごらんください。特例の概要にございますように、首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強が想定される地域本市もその地域に入っておりますが において平成25年4月1日から平成27年3月31日の間に耐震補強工事により取得する鉄道施設の課税標準額を5年度分に渡り3分の2に軽減するものでございます。この特例措置につきましては、首都直下地震・南海トラフ地震が想定される地域等においては、鉄道施設について利用者の安全確保に加え、地域住民の安全を確保するための拠点としての役割や、隣接する幹線道路に支障を与えないための耐震対策が早急に必要であるといったことから、国の助成制度とあわせて本特例措置によって鉄道事業者への支援措置を講ずるものとされたものでございます。対象資産は、下に書いてございますように駅、路線となっております、要件につきましては記載のとおりでございます。本市におきましては、近鉄四日市駅及び近鉄名古屋線・湯の山線が対象となっております。

次に、資料3ページをごらんください。これは特例措置の見直しの一つでございまして、資料の下の参考の欄にございます郵政承継特例に係る変遷のとおり、昨年10月に郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が合併して日本郵便株式会社に固定資産が承継されましたが、このうち合併前の2社がもともとの日本郵政公社から承継し、かつ、合併後の日本郵便株式会社が所有することとなった一部固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置につきましては、その期間を3年度、平成27年度まで延長するものの、課税標準に乗じる割合を2分の1から5分の3、分母を合わせますと10分の5から10分の6に縮減するものでございます。

資料1ページに戻っていただきまして、上から三番目の黒丸でございまして、特例措置の新設、廃止等がございましたもので、その条項ずれ等を整備するものでございます。

次に、下の四角でございますけども、特に市民生活に影響があるものについて記載してございます。バリアフリー改修や省エネ改修を行った住宅につきましては固定資産税を3分の1に減額しておりましたが、今回の改正によりまして改修の適用期限をさらに3年、平成28年3月31日まで延長するものでございます。記載してはございませんが、工事費用につきましても、従来は30万円以上でございましたが、今回の改正によりまして50万円超に変更されてございます。

説明は以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第39号四日市市税条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

どうもありがとうございました。

それから、委員の皆様にお伝えをさせていただきます。今後の開催予定なんですが、先日の議会報告会での市民意見の取り扱いについて、4月19日の金曜日、午後1時30分から開きたいと思いますので、その案でよろしく願いいたします。

それからもう1点、所管事務調査ですけども、4月30日の火曜日、午後1時30分から。閉会議会が開催される場合は閉会議会終了後ということになりますが、これは前回確認をさせていただいておりますけども、念押しをさせていただきます。

それでは、これで総務常任委員会を閉じます。お疲れさまでした。

17：15 閉議